

有田川町燃えるごみ収集運搬業務公募型指名競争入札参加要領

令和8年10月1日に公示した業務委託にかかる公募型指名競争入札に参加希望の者（以下「参加希望者」という。）は、この要領に従い有田川町公募型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出してください。

1 業務内容等

業務件名	令和9年度から令和11年度の有田川町燃えるごみ収集運搬業務委託
業務内容	有田川町内の一般家庭及び行政機関において発生する燃えるごみ（これに準ずるごみを含む）の収集運搬業務
実施場所	収集 有田川町内の燃えるごみの集積所等（一部露天有り） 運搬 有田周辺広域圏事務組合環境センターへ搬入（有田川町大字上中島927番地） ※町内を清水コース、金屋コース、吉備コースに3分割し、それぞれについて受託者を募集します。（コース分けは別添収集日程表をご覧ください。）
業務委託期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日

2 申請書及び資料を提出できる者

次に掲げる要件（以下「公募要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 清水コース2名以上・金屋コース4名以上・吉備コース4名以上で業務を行うものとする。
- (2) 法人においては役員を除く従業員（本業務に携わる者）数が前項各コースの人数を満たす者。個人においては代表者を含む従事者（以下「構成員」という。）が前項各コースの人数を満たす者。なお、各コースへの重複参加は可能。ただし、他の申請者との従業員及び構成員（以下「従業員等」という。）の重複は認められない。
- (3) 従業員等の全員が、町が行う収集運搬講習を受講できる者。
- (4) 法人の本社所在地及び、個人の場合代表者の住所が有田川町内であり、かつ従業員等（個人の場合の代表者を含む）の半数以上が有田川町に住所を有すること。
- (5) 法人においては会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者、または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を含む。）等、経営状態が健全であると認められる者。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第四号（欠格条項）及びそれに関する町追加基準に該当しない者であること。
- (7) 従業員等に不都合が生じた場合、遅滞なく確実に代替要員を確保できる者。
- (8) 法人においては法人及び代表者が、個人においては構成員が有田川町町税及び上下水道使用料、住宅使用料を滞納していない者。
- (9) 法人においては従業員全員が、個人においては構成員及び代替要員全員が運転免許証（総重量5t以上の車両を運転できる免許証）を有する者で、免許取得後1年以上経過していること。
- (10) 法人においては従業員全員が、個人においては構成員及び代替要員全員が、業務を遂行するに足る十分な知識、能力及び体力を有する者で、健康上の問題

がない者。

- (11) 業務の社会的重要性を認識し、誠実かつ真摯に業務を遂行できる者。
- (12) 従業員等の全員が労災保険等の各種保険に加入するものとする。
- (13) 収集業務に使用する車両については落札した者が用意すること。ただし落札した者において車両を用意できない場合は町が所有する収集車を貸し出すものとする。その場合貸し出した車両の維持管理は全て落札者が行うものとする。
- (14) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、もしくは暴力団または暴力団と関係する団体または個人ではないこと。
- (15) 地方公共団体で指名停止措置（令和8年4月1日から令和8年11月9日まで）を受けていない者であること。

3 申請書及び資料の提出及び受付

- (1) 参加希望者は申請書及び資料を提出すること。

- (2) 提出期限等

- ア 提出期間 令和8年10月14日（水曜日）から
令和8年10月26日（月曜日）まで
土・日・祝日を除く、毎日9:00から17:00まで
- イ 提出場所 有田川町役場吉備庁舎2F建設環境部環境衛生課
有田郡有田川町大字下津野2018番地4
- ウ その他 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより
行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書及び資料は次に従い作成すること。

- ア 申請書及び資料は様式第1号、第2号及び第3号、第4号により作成すること。
- イ 個人で受託しようとする者の場合は様式第1号及び第3号を、法人で受託しようとする者の場合は様式第2号及び第4号を提出すること。
- ウ 公募要件2（4）に係る資格を証するものとして、個人にあっては全ての構成員の住民票、法人にあっては登記簿謄本を添付すること。
- エ 公募要件2（8）に係る資格を証するものとして、有田川町が発行する証明書を添付すること。
- オ 公募要件2（9）に係る資格を証するものとして、従業員等全員の運転免許証の写しを添付すること。
但し、総重量5t以上の車両を運転できる免許証であること。
- カ 公募要件2（6）に係る資格を証するものとして、様式第5号申立書を提出すること。
- キ その他
 - (ア) 申請書及び資料の作成及び提出にかかる費用は全て提出者の負担とする。
 - (イ) 提出された申請書及び資料は被指名者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - (ウ) 提出された申請書及び資料は返却しない。
 - (エ) 提出期間後における申請書または資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - (オ) 公募要件を満たしていない者の申請書及び資料は受理しない。

4 指名通知等

- (1) 令和8年10月26日(月)までに申請書及び資料を提出した者のうち、公募要件を満たした者を原則として全員本件業務の入札に指名する。ただし指名された場合であっても、開札時まで継続して公募要件を満たしていると認められない場合は指名を取り消すこととする。
- (2) 申請書及び資料を提出した者のうち、本件業務の入札に指名されなかった者に対しては、指名しなかった理由を(以下「非指名理由」という。)明示し、書面により通知する。
- (3) 前項の通知を受けた者は、有田川町長に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (4) 非指名理由の説明を求める場合は、説明を受けたい内容等を記した書面を受付場所持参することとする。その場合郵送または電送によるものは受け付けない。

受付場所 有田郡有田川町大字下津野 2018 番地 4
有田川町役場吉備庁舎建設環境部環境衛生課

5 設計図書等の配布及び質問

- (1) 本件業務の入札に指名された者(以下「被指名者」という。)に対し、指名通知に併せて、積算額内訳書及び仕様書等(以下「設計図書」という。)を配布する。なお設計図書は入札時に返却すること。

配布場所 有田郡有田川町大字下津野 2018 番地 4
有田川町役場吉備庁舎建設環境部環境衛生課

- (2) 被指名者は設計図書等に関して質問書を提出できる。
受付場所及び期間、方法は指名通知の際に通知する。

6 入札の執行

- (1) 郵送または電送による入札は認めない。
- (2) 代理人によって入札しようとする者は委任状を提出すること。
- (3) 入札価格が予定価格の範囲内(最低予定価格の設定有り)で最低価格入札者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき価格と同価格の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者はくじ引きを辞退することはできない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載するのは消費税抜きの金額とする
- (6) 入札時の順序は、清水コース、金屋コース、吉備コースの順で執行する。
2コース以上を重複して入札参加申込を行った者で、前の入札コースを落札し落札決定者となった場合は、その落札したコースの必要従業員等の数以外の従業員等の数が様式第3号及び第4号に満たない場合には、次のコースの入札へは参加できないものとする。

7 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。なお落札者決定後において当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札参加に必要な資格のない者及び虚偽の競争入札参加申請を行った者のした入札並びに入札参加要領において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (2) 競争入札参加資格のあることが確認された者であっても、確認の後有田川町

から指名停止等の措置をされて開札時点において指名停止等期間中である者等
参加要領に掲げる資格のない者がした入札

- (3) 郵送または電送による入札
- (4) 所定の日時に入札できないもの
- (5) 入札者が一人の場合においてその者がした入札
- (6) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (7) 入札書に必要な記名押印がないもの
- (8) 金額その他主要事項の記載が不明確と当町が判断したもの
- (9) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際して不正の行為があったと認められるもの
- (10) その他入札に関する条件に違反したもの

8 問い合わせ先

有田川町役場

吉備庁舎建設環境部環境衛生課

TEL. 0737-22-3282

清水行政局建設環境室環境班

TEL. 0737-22-7365